



作成日 2011/04/11
改訂日 2018/04/01

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ASガード GW上塗 主剤(GHS)
製品コード	CE-F02-1202
供給者の会社名称	宇部興産建材株式会社
住所	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
電話番号	03-5419-6206
FAX番号	03-5419-6265

2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康有害性	皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2 皮膚感作性 区分1 発がん性 区分2
環境有害性	水生環境有害性(急性) 区分1 水生環境有害性(長期間) 区分1 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

警告
H315 皮膚刺激
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H319 強い眼刺激
H351 発がんのおそれの疑い
H410 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性
H400 水生生物に非常に強い毒性

注意書き 予防策

眼、皮膚、衣類に付けないこと。(P262)
保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
(P280)

対応

換気の良い場所で使用すること
気分が悪い時は、医師の診断/手当てを受けること。(P314)
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)
眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)

保管

容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。
(P403+P233)

廃棄

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
ビスフェノールAエポキシ樹脂	30～40%	不明	(7)-1283	公表	25068-38-6
エポキシ樹脂(Fタイプ) (低分子量)	10～20%	不明			58421-55-9
酸化チタン(IV)	10～20%	TiO ₂	(1)-558	公表	13463-67-7
その他	30～40%	不明			

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び酸化チタン(IV)(法令指定番号:191)有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

皮膚に付着した場合

多量の水と石鹼で洗うこと。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

水と石鹼で洗うこと。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。

医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

医師の診断、手当てを受けること。

5. 火災時の措置

消火剤

泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂

特有の危険有害性

消火水が汚染を引き起こすおそれがある。

特有の消火方法

関係以外は安全な場所に退去させる。

消火水の下水への流入を防ぐ。

消火を行う者の保護

危険を避けられれば燃焼源の供給を止める。

消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、

関係者以外は近づけない。

保護具及び緊急時措置

区域より退避させること。

回収が終わるまで十分な換気を行う。

適切な保護具を着用する。

蒸気圧	データなし
蒸気密度	データなし
比重(密度)	1.5
溶解度	水に不溶
n-オクタノール／水分配	データなし
係数	
自然発火温度	データなし
分解温度	データなし
粘度(粘性率)	40000mpas
動粘性率	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	通常の保管条件/取り扱い条件において安定である。 常温、常圧で安定。
危険有害反応可能性	データなし
避けるべき条件	データなし
混触危険物質	酸、塩基、強塩基、酸化性物質、強酸化性物質、還元性物質、強還元性物質。
危険有害な分解生成物	データなし

11. 有害性情報

ビスフェノールAエポキシ樹脂として

急性毒性(経口)	ラットLD50=11,400 mg/kg
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	ウサギ: 中等度の刺激性
性	
眼に対する重篤な損傷性	ウサギ: 中等度の刺激性
又は眼刺激性	
呼吸器感受性	EU GHS分類: Skin Sens.1, DSD分類: R43
皮膚感受性	EU GHS分類: Skin Sens.1, DSD分類: R43
生殖細胞変異原性	経世代変異原性試験(優性致死試験): 陰性 生殖細胞in vivo変異原性試験(染色体異常試験): 陰性 体細胞in vivo変異原性試験(小核試験、染色体異常試験): 陰性
生殖毒性	生殖毒性試験、催奇形性試験のいずれにおいても、親動物へ毒性がみられる用量で生殖及び発生への影響はみられていない。

エポキシ樹脂(Fタイプ)として

生殖細胞変異原性	エームス試験: 陽性 CHO細胞染色体異常試験: 陽性
----------	--------------------------------

二酸化チタンとして

急性毒性(経口)	ラットLD50: >20000mg/kg
急性毒性(経皮)	ウサギLD50: >10000mg/kg
急性毒性(吸入: 粉じん、ミスト)	ラットLC50: >6.82mg/L/4h
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	ウサギ: slightly irritating
性	
眼に対する重篤な損傷性	ウサギ: mild
又は眼刺激性	
呼吸器感受性	皮膚感受性: ヒトのパッチテストで陰性
皮膚感受性	皮膚感受性: ヒトのパッチテストで陰性
生殖細胞変異原性	マウスin vivo小核試験: 陰性 マウス染色体異常試験: 陰性
発がん性	IARC: グループ3、ACGIH: A4

特定標的臓器毒性(単回ばく露)
 特定標的臓器毒性(反復ばく露)

ヒュームは気道を刺激する
 職業暴露で塵肺症の報告がある

12. 環境影響情報
 ビスフェノールAエポキシ樹脂として
 水生環境有害性(長期間)

EU GHS分類: Aquatic Chronic 2, DSD分類: N; R51-53

13. 廃棄上の注意
 残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
 容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

汚染容器及び包装

14. 輸送上の注意
 国際規制

海上規制情報
 UN No.
 Proper Shipping Name
 Class
 Packing Group
 Marine Pollutant
 Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code

IMOの規定に従う。
 3077
 ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, SOLID, N.O.S.
 9
 III
 Not applicable
 Not applicable

航空規制情報
 UN No.
 Proper Shipping Name
 Class
 Packing Group
 陸上規制
 海上規制情報
 国連番号
 品名
 国連分類
 容器等級
 海洋汚染物質
 MARPOL 73/78 附属書II 及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質

ICAO/IATAの規定に従う。
 3077
 ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, SOLID, N.O.S.
 9
 III
 該当しない
 船舶安全法の規定に従う。

国内規制

航空規制情報
 国連番号
 品名
 国連分類
 等級

3077
 環境有害物質(固体)
 9
 III
 非該当
 非該当
 航空法に従う。
 3077
 環境有害物質(固体)
 9
 III

緊急時応急措置指針番号

171

15. 適用法令

化審法

労働安全衛生法

優先評価化学物質(法第2条第5項)

変異原性が認められた既存化学物質(法第57条の5、労働基準局長通達)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

消防法

非危険物

海洋汚染防止法

有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1)

有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

外国為替及び外国貿易法

輸出貿易管理令別表第1の16の項

船舶安全法

有害性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)

航空法

その他の有害物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)

特定有害廃棄物輸出入

廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)

規制法(バーゼル法)

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

労働基準法

感作性を有するもの(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号、平8労基局長通達、基発第182号)

じん肺法

法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業

16. その他の情報

記載内容の取扱い

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価に関しては、いかなる保証もなすものではありません。また、注意事項は通常の実施を前提としたものですので、特別な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。